

# 飛島聖苑の利用手引

飛 島 村



|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 利用手続き              | 1  |
| 2. 聖苑の休業日             | 2  |
| 3. 利用時間等              | 2  |
| 4. 聖苑を利用できる場合         | 3  |
| 5. 使用料金               | 4  |
| 6. 利用時間帯              | 5  |
| 7. 火葬できる棺の大きさ         | 5  |
| 8. 聖苑備え付け備品           | 6  |
| 9. 飛島聖苑ご利用の皆様へ        | 7  |
| 10. ご遺族の皆様へ           | 9  |
| 11. 飛島聖苑（死亡動物）ご利用の皆様へ | 10 |
| 12. 施設案内図             | 12 |
| 13. 案内図               | 13 |

# 1. 利用手続き

・利用申込：住民課窓口で受付します。（電話等での予約受付はできません。）  
ただし、動物については、直接すこやかセンター内保健環境課で受付します。

・利用手続き：死亡届と同時に利用許可申請書を提出してください。

＜申請に必要なもの＞

①死亡診断書（死亡届に添付）

②使用料（4ページ参照）

（申請手続き以降、使用する前までに納付することも可能）

※犬の場合は、「犬の死亡届」に鑑札及び注射済票と愛犬手帳をご持参ください。

・手続きの際の確認事項

①喪主の住所、氏名、死亡者との続柄、連絡先（連絡の取れる電話番号）

②通夜・葬儀の日時、場所

③葬儀・火葬後の延長利用の有無（初七日法要等）

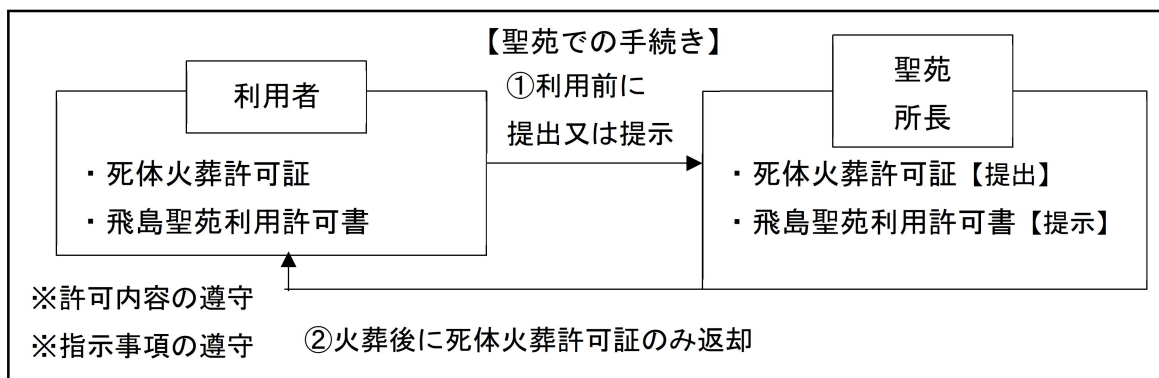
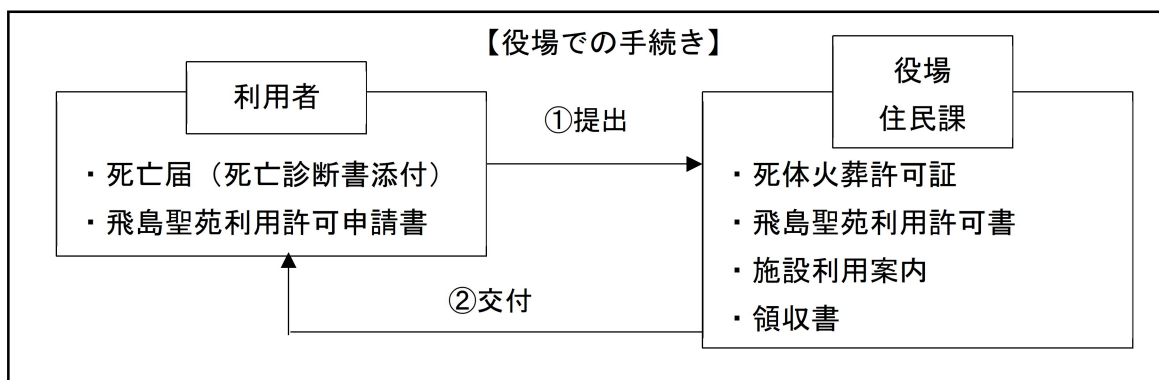
※火葬としてのみ利用する場合は、利用できません。

④葬儀業者

⑤葬儀情報の公開について

（飛島村に葬儀について問い合わせがあった場合の公開の可否）

⑥飛島村からの代表者による参列の可否





問合せ先 民生部保健環境課  
飛鳥聖苑  
民生部住民課

電話 (0567) 52-1001  
電話 (0567) 52-4080  
電話 (0567) 97-3472

## 2. 聖苑の休業日

- ・ 1月1日
- ・ 暦注に記載されている友引の日
- ・ その他村長が定める日

## 3. 利用時間等

| 区 分   |                          | 聖苑の利用時間                              |
|-------|--------------------------|--------------------------------------|
| 葬祭場   | 葬儀のため利用する場合              | 午前9時30分から<br>午後4時まで                  |
|       | 通夜のため利用する場合              | 終 日<br>(午前9時から午後5時までに遺体を搬入できる場合に限る。) |
| 火葬場   | 遺 体                      | 午前10時30分から<br>午後5時まで                 |
|       | 産汚物・動物<br>(土・日曜、祝祭日は除く。) | 午前9時から<br>午後2時まで                     |
| 霊 安 室 |                          | 終 日<br>(午前9時から午後5時までに遺体を搬入できる場合に限る。) |

※葬祭場の利用許可時間内に、後片付けを終えてください。(時間厳守)

## 4. 聖苑を利用できる場合

### (1) 「住民」区分に該当する場合

ア 次の要件のいずれかに当てはまる死亡者又はその者が出産した胎児を火葬する場合

(ア) 村内に住所を有する者

飛鳥村の住民登録者

(イ) 1年以上村内に居住している者

飛鳥村に住民登録がされていないが、実際に1年以上村内に居住している者であることが確認できる場合（民生委員、区長等の証明を提出）

(ウ) 村内に住所を有する者の被扶養者

飛鳥村の住民登録者の被扶養者で、村外に居住する学生、高齢者等が次の要件のいずれかに当てはまる場合（民生委員、区長等の証明を提出）

(a) 村外居住の大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生

(b) 村外の高齢者福祉施設の入所者

(c) 村外の医療施設等への長期入院者

イ 産汚物、死亡動物を焼却する場合は、利用者が本村に住所を有している場合

### (2) 「住民外」区分に該当する場合（火葬場のみ利用可能、使用料は5倍）

※飛鳥聖苑の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第15号。以下「条例」という。）第4条ただし書の規定により許可した場合

ア 村内に住所を有しない死亡者の場合で、次の要件のいずれかに当てはまる場合

(ア) 喪主が飛鳥村の住民登録者の場合

(イ) 死亡者の住民登録地が遠隔地で、やむを得ないと判断できる場合

（住民登録地の確認ができる証明等を提示）

## 5. 使用料金

(円)

| 区 分 |                 | 単 位                | 使用料金の額           |        |
|-----|-----------------|--------------------|------------------|--------|
|     |                 |                    | 住 民              | 住 民 外  |
| 葬祭場 | 通夜のため<br>利用する場合 | 24時間につき            | 64,100           | 許可しない  |
|     |                 | 24時間を超える<br>1時間につき | 5,300            |        |
|     | 葬儀のため<br>利用する場合 | 3時間につき             | 16,000           |        |
|     |                 | 3時間を超える<br>1時間につき  | 5,300            |        |
| 火葬場 | 12歳以上の者         | 1体につき              | 8,000            | 40,000 |
|     | 12歳未満の者         | 1体につき              | 6,000            | 30,000 |
|     | 死産児             | 1体につき              | 4,000            | 20,000 |
|     | 産汚物             | 1個につき              | 4,000            | 許可しない  |
|     | 死亡動物            | 1体につき              | 2,000<br>(6,000) |        |
| 霊安室 |                 | 24時間につき            | 4,300            |        |

備考 未登録犬の場合は、( )内の額とする。

令和元年10月1日より料金改定

住民外の方が火葬場を利用する場合は、5倍の料金となります。

【例】施設を利用する場合に必要な使用料金

|           |  |         |        |          |  |
|-----------|--|---------|--------|----------|--|
| 24時間      |  | 3時間     |        | 1時間      |  |
| 【通夜】      |  | 【葬儀】    | 【火葬】   | 【初七日法要等】 |  |
| 64,100円   |  | 16,000円 | 8,000円 | 5,300円   |  |
| 【93,400円】 |  |         |        |          |  |

※火葬後に延長して初七日法要等のため、葬祭場（待合室含む）を利用する場合  
1時間のみ利用可能。使用料金は5,300円とする。

利用しない場合は、93,400円－5,300円＝88,100円

## 6. 利用時間帯

### (1) 葬祭場（葬儀の時間には火葬時間も含む）

|     |      |   |                    |
|-----|------|---|--------------------|
| 葬 儀 | 午前の部 | 午前 10 時から午後 1 時まで<br>(3 時間)             | 火葬開始時間<br>午前 11 時～ |
|     | 午後の部 | 午後 1 時から午後 4 時まで<br>(3 時間)              | 火葬開始時間<br>午後 2 時～  |
| 通 夜 |      | 午前 9 時 30 分から葬儀開始まで<br>(午後 5 時までに遺体を搬入) |                    |

※葬祭場の利用許可時間内に、後片付けを終えてください。(時間厳守)

※準備の為に許可の 30 分前より搬入できます。

※宗派等の理由により火葬開始時間が異なる場合があります。

(※) 上記記載時間は、一般的なご利用の場合です。

利用時間の変更をされたい場合はご相談ください。

### (2) 火葬場（火葬のみの場合の利用時間帯）

|     |                |
|-----|----------------|
| 使用炉 | 火 葬 時 間        |
| 火葬炉 | ①10:30 ~ 12:30 |
|     | ②11:30 ~ 13:30 |
|     | ③14:00 ~ 16:00 |
|     | ④15:00 ~ 17:00 |
| 動物炉 | 9:00 ~ 14:00   |

【想定時間（2 時間）】

火葬 — 冷却 — 収骨 — 清掃  
70 分 15 分 20 分 15 分

※火葬時間は、②④を基本とします。

②又は④の利用があった場合は、その前後（①又は③）の受付はできません。

※動物の場合、当日に火葬できない場合があります。(人体を優先するため)

## 7. 火葬できる棺の大きさ

| 区 分    | 高 さ       | 幅         | 長 さ         |
|--------|-----------|-----------|-------------|
| 遺 体    | 6 0 cm 以内 | 6 5 cm 以内 | 2 0 5 cm 以内 |
| 産汚物・動物 | 4 0 cm 以内 | 5 3 cm 以内 | 1 8 2 cm 以内 |

## 8. 聖苑備え付け備品

| 設置場所         | 物品名     | 備考       |
|--------------|---------|----------|
| 湯沸室          | 冷蔵庫     | 常設       |
|              | 湯呑み     |          |
|              | ポット     |          |
|              | やかん     |          |
|              | お盆      |          |
| 葬祭場          | 椅子      | 約100名利用可 |
|              | 曲録（僧侶用） |          |
|              | 平台      |          |
|              | 掃除機     |          |
| 待合室1<br>（洋室） | 机       | 常設       |
|              | 椅子      |          |
| 待合室2<br>（和室） | テレビ     |          |
|              | 座卓      |          |
|              | 座布団     |          |
|              | 掃除機     |          |
| 控室           | 座卓      |          |
|              | 座布団     |          |

ご利用前に必ずお読みください

## 飛島聖苑ご利用の皆様へ

### 聖苑の休業日

- ・ 1月1日
- ・ 曆中に記載されている友引の日
- ・ その他村長が定める日

### 【通夜・葬儀等で葬祭場利用時の注意事項】

- (1) 葬祭場を利用される方は、祭壇等は備えてありませんので、準備していただく必要があります。(葬儀業者とご相談ください。  
また、生花・果物等は祭壇に飾るものを除き、設置場所に限りがありますので、係員の指示に従ってください。  
※ 常設備品：椅子（約100名利用可）・曲録（僧侶用）・平台
- (2) 複数の利用者がある場合は、ロビー等が混雑することが考えられますので、お互い譲り合ってください。
- (3) 湯呑みは飛島聖苑に準備してありますが、お茶葉についてはご持参いただき各自でお願いします。  
※ 常設備品：冷蔵庫・湯呑み・ポット・やかん・お盆
- (4) 飲食は、待合室および控室でお願いします。(葬祭場、待合ロビーのじゅうたんの場所では、禁止します。) 公共施設のため、アルコール類の飲酒は禁止します。
- (5) 必要なごみ袋等は利用者で準備し、持ち込んだ物は必ず持ち帰ってください。(冷蔵庫内の食品や食事の残り・パック等)
- (6) 飛島聖苑は、通夜から収骨までの利用のための施設です。  
(仮通夜でのご利用はできませんので、霊安室のご利用をお考えください。)

### 【火葬で火葬場利用時の注意事項】

- (1) 火葬前には、必ず係員に【死体火葬許可証】を提出し、【飛島聖苑利用許可書】を提示してください。(提出のない場合は、火葬できません。  
また、飛島聖苑で、火葬執行の証明を受けた【死体火葬許可証】は、納骨の際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
- (2) 火葬場へは、火葬指定時間の15分前に必ずお越しください。
- (3) 火葬場では、線香の準備はしていません。
- (4) 火葬時間は約1時間30分程度必要です。収骨時間は係員が改めてお知らせしますので、火葬が終わるまで待合室又は待合ロビーでお待ちください。
- (5) 係員以外は炉室への出入りはできません。



## 【施設利用時の注意事項】

- (1) 施設周辺の道路は、一方通行等の通行規制がありますので、特に遠方からお越しの方には、案内標識に従い、十分に気をつけていただくようご説明をお願いします。 ※裏面案内図参照
  - (2) 必ず指定駐車場をご利用し、側道には絶対に駐車しないようお願いいたします。
  - (3) 車上荒らしが多発しておりますので、車に貴重品等を置かずに、各自で保管をお願いします。
  - (4) 利用時間の都合で、施設利用が他の利用者と重なる場合がありますので、葬祭場及び待合室以外は、供用の施設としてご利用ください。(ロビー、トイレ、駐車場等)
  - (5) 使用した設備及び器具等は、元の位置へ戻すとともに、使用した部屋の後片付け及び清掃をお願いします。(次の利用者のために、施設環境の美化にご協力をお願いします。)
  - (6) 当施設は敷地内禁煙です。
  - (7) 施設周辺には、お食事のできる飲食店は近くにありません。
  - (8) 聖苑内では、必ず係員の指示に従い、ご不明な点は係員にお尋ねください。
- ※当施設は、公共施設のため職員に対する心付け等については一切お断りいたします。

ご利用前に必ずお読みください

## ご遺族の皆様へ

### 【納棺時の注意事項】

※棺の中に下記の品物等は絶対に入れないでください。

- (1) 布団、ドライアイス、ビニール類（必要最小限のもの以外）
- (2) 書籍、ビン・ガラス類、缶詰類、金物類、スプレー類、  
紙パックの飲物
- (3) プラスチック製品、ゴム類、眼鏡、義手、義足等の補装具
- (4) その他果物等燃えにくい物
- (5) ペースメーカー

ペースメーカー装着遺体については、火葬の際に聖苑係員に申し出てください。  
（ペースメーカーは、炉内で破裂する恐れがあり非常に危険です。）

これらの物が棺の中に混入されますと

- (1) 火葬時間が長時間になる場合があります。
- (2) 火葬炉が故障して火葬ができなくなる場合があります。
- (3) 耐火材が損傷する場合があります。
- (4) 黒煙の異常発生の原因となる場合があります。

炉体や機器類を破損する原因になりますので、ご協力ください。



ご利用前に必ずお読みください

## 飛島聖苑（死亡動物）ご利用の皆様へ

### 【納棺時の注意事項】

※棺の中に下記の品物等は絶対に入れてください。

- (1) 首輪、くさり等のアクセサリー類
- (2) ドッグフード等の餌類、毛布、ドライアイス、ビニール類  
(必要最小限のもの以外)
- (3) プラスチック製品、ゴム類
- (4) 書籍、ビン類、缶詰類、金物類、スプレー類
- (4) その他果物等燃えにくい物

これらの物が棺の中に混入されますと

- (1) 火葬時間が長時間になる場合があります。
- (2) 火葬炉が故障して火葬ができなくなる場合があります。
- (3) 耐火材が損傷する場合があります。
- (4) 黒煙の異常発生の原因となる場合があります。

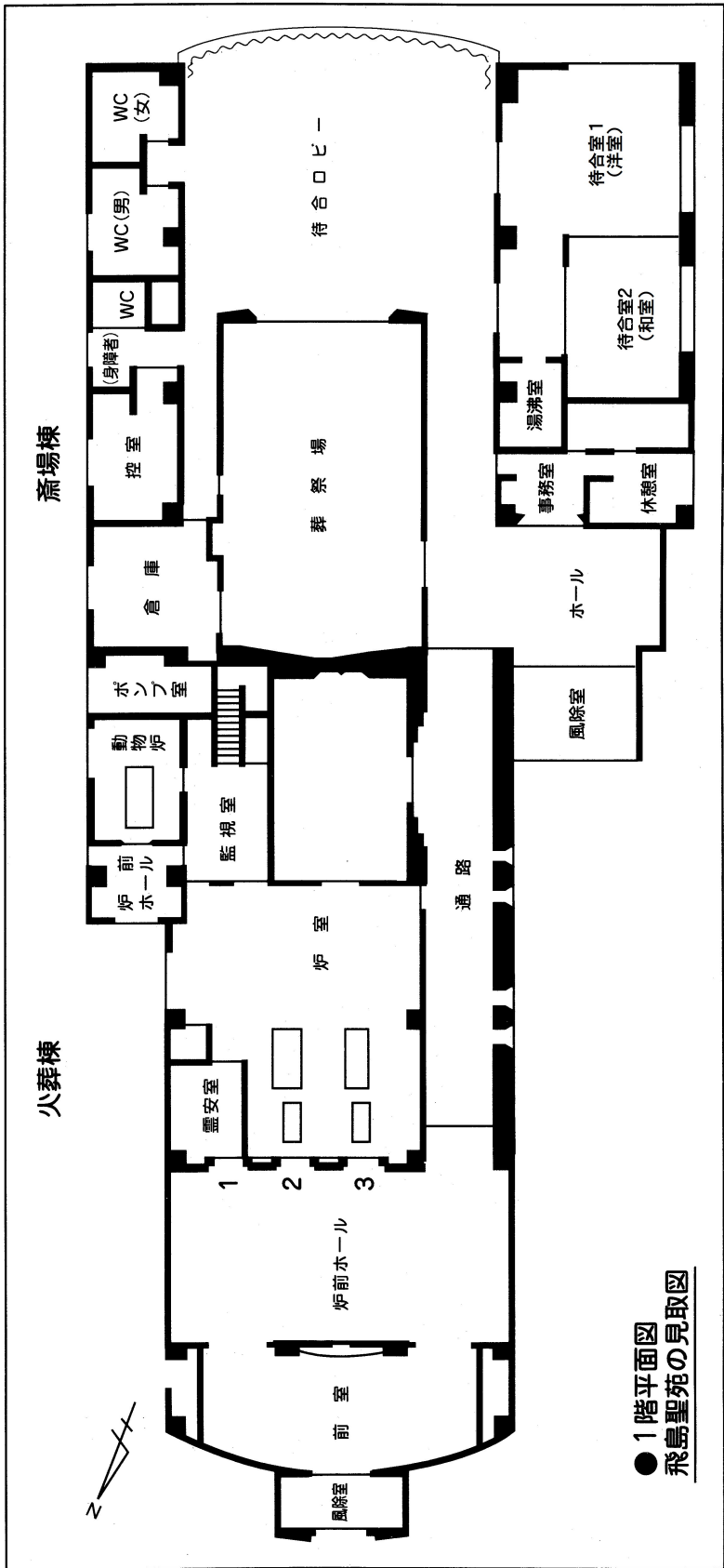
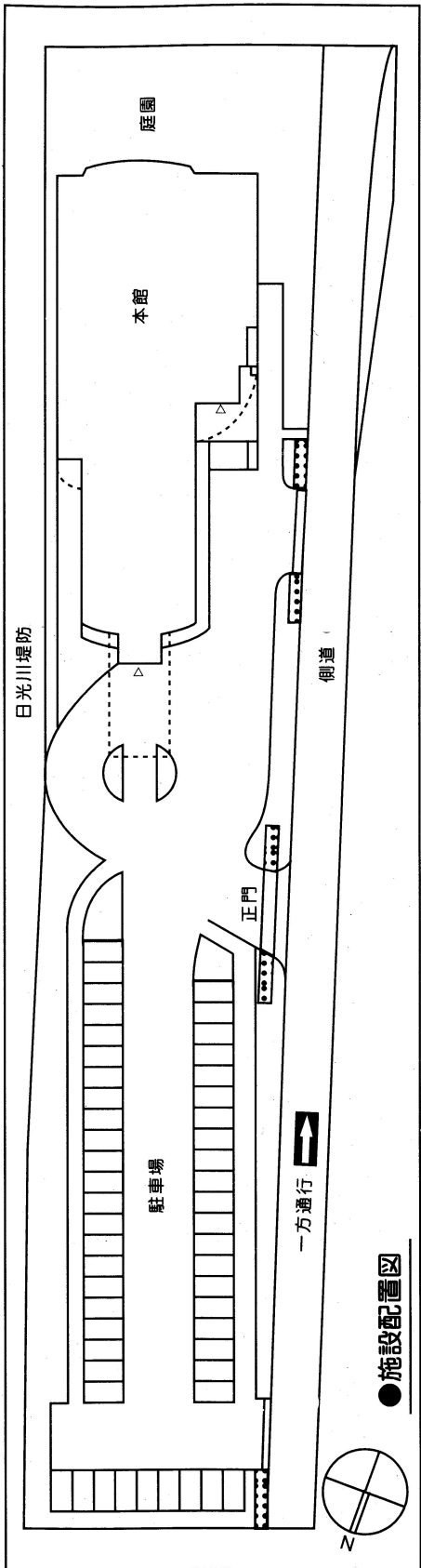
炉体や機器類を破損する原因になりますので、ご協力ください。

※火葬前に死亡動物を確認しますので、箱等の棺は、確認しやすいようにしてください。

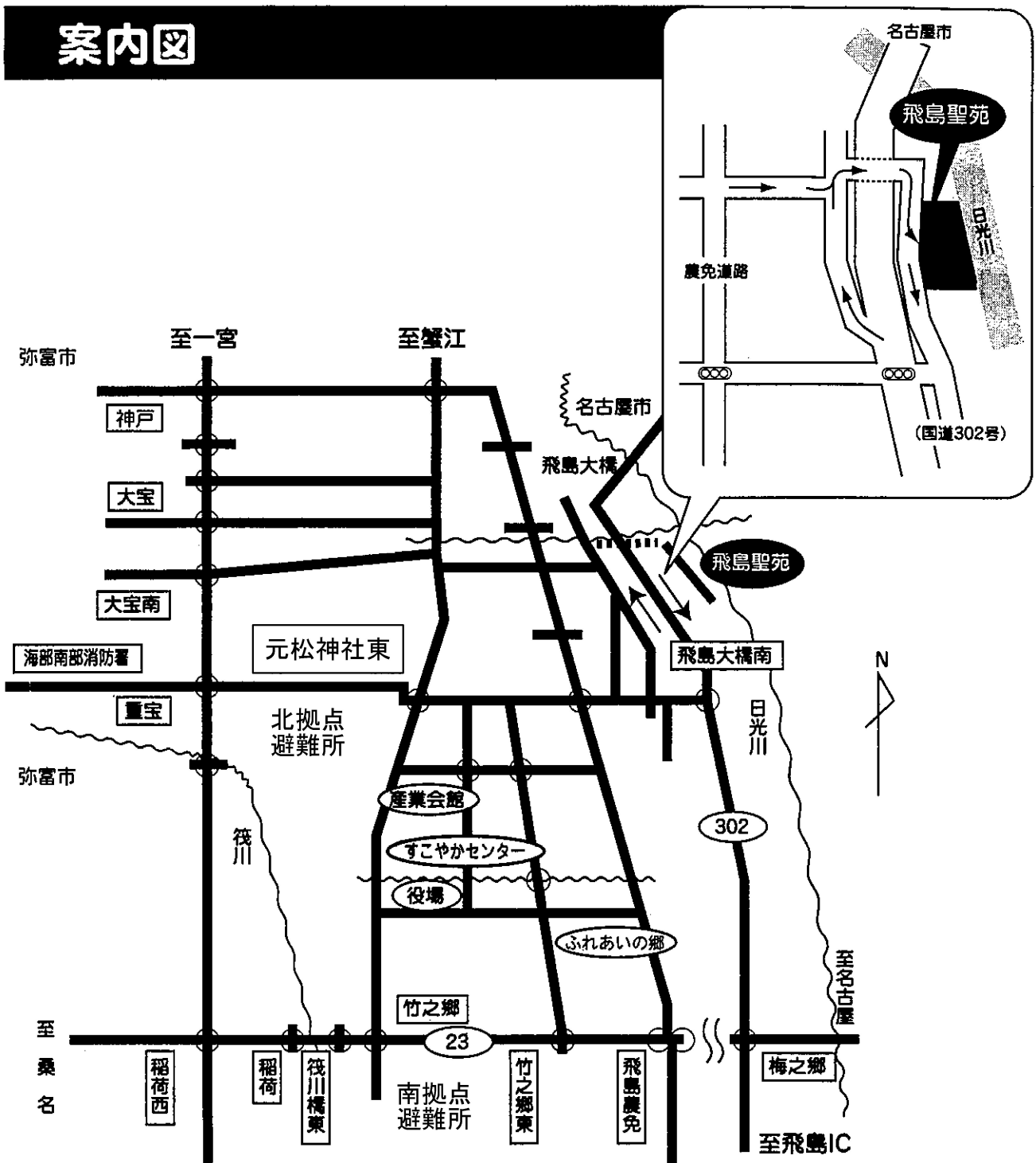
※人体を優先するため、当日は火葬できない場合があります。

※死亡動物の状態により収骨できない場合があります。





# 案内図



名称： とびしませいえん  
**飛島聖苑**  
 住所： 〒490-1433  
 愛知県海部郡飛島村大字渚八丁目123番地  
 電話： 0567-52-4080